

浅川左岸第一処理分区ほか(R8-1)管渠更生実施設計業務委託 一般仕様書

1. 総 則

(1)業務の目的

本委託業務(以下「業務」という。)は、本仕様書に基づいて特記仕様書に示す委託対象地域について、現状を把握した上で、管渠及び付帯構造物等の改築工事を実施するために必要な設計図、計算書等の作成を行うことを目的とする。

(2)一般仕様書の適用

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

(3)費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

(4)法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

(5)中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

(6)秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(7)公益確保の責務

受託者は、業務を行うに当っては公益の安全、環境その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

(8)提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当って日野市の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

(イ)着手届 (ロ)工程表 (ハ)管理技術者及び照査技術者届 (ニ)業務計画書

(ホ)完了届 (ヘ)納品書 (ト)請求書

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承諾を受けるものとする。

(9)管理技術者

① 受託者は、管理技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

② 管理技術者は、直接雇用するものであって、技術士(総合技術監理部門(下水道)又は上下水道部門(下水道))かつ下水道管路管理総合技士の資格を有する者とする。また、過去5ヵ年以内に完了した管渠更生実施設計業務の実績を有する者とし、業務の全般に渡り技術的管理を行わなければならない。

③ 受託者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

(10)照査技術者及び照査の実施

① 業務の履行にあたっては、照査技術者を配置するとともに照査を実施し、業務に誤りがないよう努めなければならない。

- ② 照査技術者は管理技術者と兼務することはできない。
- ③ 照査技術者は、技術士(総合技術監理部門(下水道)又は上下水道部門(下水道))かつ下水道管路管理総合技士の資格を有するものとし、業務全般に渡り技術的観点より照査を行わなければならない。

(11) 工程管理

受託者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

(12) 成果品の審査及び納品

- ① 受託者は、成果品完成後に日野市の審査を受けなければならない。
- ② 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- ③ 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、日野市の検査員の検査をもって、業務の完了とする。
- ④ 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

(13) 支払条件

前払金30%、残金完了後一括で支払うものとする。

(14) 関係官公庁等との協議

受託者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

(15) 参考資料の貸与

日野市は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

(16) 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

(17) 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受託者の申請による。

(18) 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、日野市、受託者の協議によるものとする。

2. 調査

(1) 資料収集

設計計画及び各種計算に必要な資料を収集しなければならない。

これら業務上必要な管渠資料、管内調査資料、地盤資料、防災・利水資料、地下埋設物及びその他の支障物件(電柱、架空線等)については、関係官公庁、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

① 管渠資料

下水道台帳、竣工図書、設計図書に基づき、管渠諸元の整理及び構造諸元・埋設環境の整理をしなければならない。また、既存の管路内調査成果より管渠内に発生した異常の状況ならびに位置を確認し、設計図書に反映すること。

② 地盤資料

土質調査資料、広域地質図等に基づき、地盤諸元を整理しなければならない。
地質データを収集する場合は、詳細設計では対象施設箇所の地質データを収集・整理しなければならない。

③ 防災・利水資料

必要に応じて、過去の地震被害・浸水被害状況、地域防災計画及び水道水源・農業用水等の利水状況を調査すること。

④ その他関連資料

地下埋設物台帳及びその他支障物件、第2次日野市下水道総合地震対策計画等の関連資料ならびにその他必要な資料を収集し、確認しなければならない。

(2) 現地踏査

特記仕様書に示された調査・設計対象区域について踏査し、地勢、土地利用、道路状況、水路状況、支障物件等現地を十分に把握しなければならない。併せて、交通規制、支障物件、その他の施工条件等の調査を行わなければならない。

(3) 地下埋設物調査

特記仕様書に示された設計対象区域について、水道、下水道、ガス、電気、電話等地下埋設物の種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料と照合し、確認しなければならない。

(4) 公私道調査

道路、水路等について公図並びに土地台帳により調査確認しなければならない。

(5) 現地作業

特記仕様書に示された設計対象施設のうち、人孔ふたの高さ、調整部の構造寸法等の確認を行わなければならない。ただし、TV調査、劣化試験、コンクリート強度試験等の特殊機材を必要とする作業は、別途業務とする。

3. 設計一般

(1) 一般的事項

受託者は、調査及び計画の策定にあたり、地域社会の動向、国土形成計画、地方総合開発計画、都道府県総合開発計画、その他の上位計画、土地利用、地域地区の計画、都市計画に関する基礎調査との関連性、公害防止計画との整合性、総合的効果等について十分な検討を加えるとともに問題点及び疑義等が生じたときは遅滞なく打合せを行うものとする。

工法を選定する際は、性能、費用等の比較を行い、使用したカタログ、見積り等の根拠資料をまとめて成果品とともに提出すること。

設計業務における、補助対象事業(国費、都費)と市単独事業の振り分けについては日野市と協議の上決めるものとする。

(2) 打合せ

- ① 業務の実施にあたって、受託者は日野市と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつど記録し、打ち合わせの際に相互に確認しなければならない。
- ② 管理技術者は、主要な打合せには必ず出席しなければならない。
- ③ 業務着手時及び業務の主要な区切りにおいて、受託者と日野市は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

(3) 設計基準等

設計に当っては、参考図書等に基づき、設計を行う上でその基準となる事項について日野市と協議の上、定めるものとする。

(4)設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、日野市との協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

(5)設計の資料

設計の考え方や計算根拠(途中式を含む)、資料等はすべて明確に記載し、整理して提出しなければならない。

(6)参考資料の貸与

日野市は、「日野市下水道ストックマネジメント計画」をはじめ、業務に必要な下水道事業計画図書、関連計画、下水道台帳、道路台帳、管路施設調査書等の資料を貸与する。

(7)参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用する場合は視認できるよう表示し、その文献、資料名とこれらの記載頁等を明記しなければならない。

4. 詳細設計(改築・修繕設計)

(1)設計計画

管路内調査結果に基づく改築・修繕対策工法の選定については、施工箇所の状況、その他関係資料等を考慮の上、工事の難易、経済性、工期等についての検討を行い、日野市と十分打合せの上、選定しなければならない。

なお、特定の材料、工法又は特許に関するものを採用する場合は、その見本又は説明書を日野市に提出し、協議しなければならない。

また、人孔蓋取替において採用する工法は、道路管理者と協議し決定しなければならない。協議した内容は、議事録にまとめ成果品とともに提出すること。

(2)各種計算

構造計算、仮設計算、補助工法等の計算に当っては、日野市と十分打合せの上、計算方針を確認して行わなければならない。また、管渠の改築を行う場合は、流量計算を行わなければならない。

(3)耐震設計

管渠資料、地盤資料、老朽度調査記録等のデータに基づき、所定の耐震性能を確保するため耐震設計を行わなければならない。耐震設計は、下記の内容により行わなければならない。

① 条件設定

耐震基盤面、地震動レベル、設計土質定数等の地盤条件の設定及び管渠・マンホールの構造・耐震補強構造の設定に当っては、日野市と十分打合せの上、設計条件を確認して行わなければならない。

② 耐震計算

耐震補強に対する必要な耐震計算項目は、対策工法の設計要領書等に基づいて下記の内容により整理し、原則として応答変位法により耐震計算を行わなければならない。

(イ) レベル1の場合

液状化の判定、マンホールと管渠の接続部及び管渠と管渠の継手部の計算(地震動による屈曲角・抜き出し量)、マンホール本体の計算。

(ロ) レベル1及びレベル2の場合

液状化の判定、マンホールと管渠の接続部及び管渠と管渠の継手部の計算(地震動による屈曲角・拔出し量及び地盤の永久ひずみによる拔出し量)、管渠本体の計算、マンホール本体の計算、側方流動の検討、液状化層厚と沈下量(沈下に伴う屈曲角・拔出し量等)、地盤急変化部・急曲線等の特殊条件における計算。

(4)設計図作成

主要な設計図は、下記により作成することとし、図面完成時には調査職員の承認を受けなければならない。また、図面は補助対象事業(国費、都費)と市単独事業が分かるように色分けをし、調査年度と調査判定(I判定、II判定)別に分けて作成する。

① 案内図

位置図(S=1/10,000~1/40,000)(A3)は地形図に施工箇所を記入する。

② 系統図

系統図(S=1/2,000)(A3)は、地形図に設計区間を記入する。路線番号と対応する緊急度区分を簡潔に記入する。

③ 平面図

平面図(S=1/1,000)(A3)は、測量による平面図及び道路台帳に基づいて、設計区間の占用位置、マンホール及び立坑の位置・管渠の区間番号、形状、管径、勾配、区間距離及び管渠の名称等を記入する。

④ 詳細平面図

詳細平面図(S=1/10~1/100)(A3)は主要な地下埋設物さくそう箇所、重要構造物近接箇所及び河川、鉄道、国道等横断箇所等特に詳細図を必要とし、監督員が指示する場合に平面図及び横断面図を作成する。

⑤ 縦断面図

縦断面図(S=縦 1/200, 横 1/1,000)(A3)は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。管渠の位置、平面図との対照番号、形状、管径、勾配、区間距離、地盤高、管底高、土被り、マンホールの種別及び河川、鉄道、国道等の位置と名称、流入及び交差する管渠の位置、番号、形状、管径、管底高、主要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び管渠の名称等を記入する。

⑥ 横断面図

横断面図(S=1/10~1/100)(A3)は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。

管渠の位置、平面図との対象番号、形状、管径、地盤高、管底高及び必要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び管渠の名称又は横断位置の名称等を記入する。

⑦ 構造図

構造図(S=1/10~1/100)(A3)は、次の要領で記入する。

日野市の下水道標準構造図によるものは作成を要しないが、耐震補強に係る特殊な形状の管渠、マンホール及びます等特に構造図を必要とし、仕様書に明記されている構造図を作成する。

なお、構造図を複数の対象施設に対して標準図形式で整理できるものは、日野市との協議の上で標準図としてまとめることができる。

⑧ 仮設図

仮設図(S=1/10~1/100)(A3)は、次の要領で記入する。

仮設図は、構造図と同一記号を用いて作成する。

設計図には、掘削幅、長さ、深さ、地盤高、床堀高及び使用する材料の位置、名称、形状、寸法、

他の地下埋設物防護工並びに補助工法の範囲、名称等を記入する。

(5)数量計算書作成

土工、管、管基礎、覆工等及び構造物、仮設、補助工法等、材料別に数量を算出し、数量計算書を作成する。

最新の積算基準(東京都多摩地区下水道事業積算施工適正化委員会)等に記載のある、日当たり施工量を用いて、工期算定計算書及び誘導員集計表を作成する。

数量計算書は、最新版の「下水道事業の手引(日本水道新聞社)」等を参照して、補助対象事業(国費、都費)と市単独事業を分けるとともに、調査年度と調査判定(Ⅰ判定、Ⅱ判定)別に分けて作成し、工事設計書(金抜設計書)と容易に突合ができるようにする。

(6)工事設計書(金抜設計書)及び概算工事費内訳書作成

最新の積算基準(東京都多摩地区下水道事業積算施工適正化委員会)等を参照して、工事設計書(金抜設計書)を作成するとともに、概算工事費内訳書を作成する。また、使用した積算基準等の参照元が分かるようにすること。

工事設計書(金抜設計書)及び概算工事費内訳書は、補助対象事業(国費、都費)と市単独事業を分けて作成するとともに、調査年度と調査判定(Ⅰ判定、Ⅱ判定)別に分けて作成し、数量計算書と容易に突合ができるようにする。

(7)報告書作成

報告書は、当該設計に係るとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、設計の目的、概要、位置、設計、項目、設計条件、土質条件、埋設物状況、施工方法、工程表等を集成するものとする。

5. 照査

(1)照査の目的

受託者は業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

(2)照査の体制

受託者は遺漏なき照査を実施するため、「1. 総則」に示す要件を有する照査技術者を配置しなければならない。

(3)業務の照査

受託者は、契約後、調査、設計に係る内容の照査点検事項について打合せの上、必要事項に応じ照査点検表を作成し実施する。なお、作業工程ごとに審査し、調査職員の確認を受けるものとする。

(4)照査事項

受託者は下水道施設が有する機能の重要性を十分に認識し、計画・調査・設計全般にわたり、以下に示す事項について、照査を実施しなければならない。

- ① 情報収集の内容及び課題の把握・整理内容に関する照査
- ② 検討の方法及びその内容に関する照査
- ③ 計画の妥当性(方針、設定条件等)の照査
- ④ 上位計画、地震対策計画等との相互間における整合性に関する照査
- ⑤ 基本条件の確認内容

- ⑥ 比較検討の方法及びその内容
- ⑦ 設計計画(設計方針及び設計手法)の妥当性
- ⑧ 計算書(構造計算書、数量計算書等)について
- ⑨ 各種計算書と設計図の整合性

(5)照査点検表

- ① 受託者は、調査及び設計に係る内容の照査点検事項について、調査職員と打合せの上、あらかじめ主要な業務の段階ごとの照査点検表を一括して作成し、調査職員の承認を得るものとする。
- ② 受託者は、本委託業務の進捗に合わせ、主要な業務の段階ごとに照査点検を行い、調査職員に報告するものとする。なお、照査点検表の提出時期は、工程表に明記するものとする。
- ③ 受託者は、照査点検表に基づいて成果品及び関連資料等の確認を行い、必要の都度、照査技術者が照査を行うものとする。
- ④ 照査技術者は、照査において、照査した内容及び修正した内容等を照査点検項目ごとに点検表に、原則として自筆で具体的に記入し、調査職員に報告するものとする。
- ⑤ 調査職員は、照査点検後に提出された成果品の内容に錯誤、脱落等がある場合には修正を指示できるものとする。

6. 成果品

(1)提出すべき成果品とその部数は次のとおりとする。なお、製本はすべて白焼とする。

- ① 業務報告書 A4版 製本 2部
- ② 設計図書(上記の通り) 製本 2部
- ③ 打合せ議事録 A4版 製本 2部
- ④ その他参考資料 製本 1部
- ⑤ 上記図書の電子成果品(Word、Excel、CAD データ等編集可能なものを含む) CD-R 又は DVD-R 一式 2部

(2)成果品の作成にあたっては、その編集方法についてあらかじめ日野市と協議する。

(3)製本はすべて表紙、背表紙ともタイトルをつけ、直接印刷したものとする。

(4)成果品はコンテナボックスに入れて納品するものとする。

7. 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

これ以外の図書(各種対策工法の設計要領書等)を使用する場合は、日野市の承諾を得るものとする。

- (1)日野市下水道設計標準
- (2)下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン(国土交通省)
- (3)下水道管路施設の点検・調査マニュアル(案)(日本下水道協会)
- (4)下水道施設設計指針と解説(日本下水道協会)
- (5)下水道維持管理指針(日本下水道協会)
- (6)下水道施設改築・修繕マニュアル(案)(日本下水道協会)
- (7)下水道施設維持管理積算要領-管路施設編-(日本下水道協会)

- (8)小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説(日本下水道協会)
- (9)下水道管路施設設計の手引(日本下水道協会)
- (10)下水道施設の耐震対策マニュアル(日本下水道協会)
- (11)下水道施設の耐震対策指針と解説(日本下水道協会)
- (12)下水道施設耐震計算例－管路施設編－(日本下水道協会)
- (13)下水道推進工法の指針と解説(日本下水道協会)
- (14)管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン(日本下水道協会)
- (15)下水道管路施設ストックマネジメントの手引き(日本下水道協会)
- (16)下水道用マンホール蓋の維持管理マニュアル(案)(日本下水道協会)
- (17)下水道管路施設テレビカメラ調査マニュアル(案)(日本下水道協会)
- (18)下水管きょ改築等の工法選定手引き(案)(日本下水道協会)
- (19)下水道管路施設腐食対策の手引き(案)(日本下水道協会)
- (20)水理公式集(土木学会)
- (21)コンクリート標準示方書(土木学会)
- (22)土木工学ハンドブック(土木学会)
- (23)トンネル標準示方書(シールド工法編).同解説(土木学会)
- (24)トンネル標準示方書(山岳工法編)・同解説(土木学会)
- (25)トンネル標準示方書(開削工法編)・同解説(土木学会)
- (26)地盤工学ハンドブック(地盤工学会)
- (27)道路技術基準通達集(国土交通省)
- (28)道路構造令の解説と運用(日本道路協会)
- (29)道路土工－仮設構造物工指針(日本道路協会)
- (30)道路土工－擁壁工指針(日本道路協会)
- (31)道路土工－カルバート工指針(日本道路協会)
- (32)共同溝設計指針(日本道路協会)
- (33)道路橋示方書・同解説(日本道路協会)
- (34)水門鉄管技術基準(水門鉄管協会)
- (35)改訂新版建設省河川砂防技術基準(案)同解説(日本河川協会)
- (36)港湾の施設の技術上の基準・同解説(日本港湾協会)
- (37)東京都「東京都建設リサイクルガイドライン」
- (38)東京都下水道局「下水道局 CAD 製図基準」
- (39)管きょの長寿命化を目的とした部分改築工法の開発に関する技術資料(日本下水道新技術推進機構)
- (40)下水道管路改築・修繕事業技術資料～調査から施工管理まで～(日本下水道新技術機構)
- (41)管きょ更生工法の品質管理技術資料(日本下水道新技術機構)
- (42)管きょ更生工法(二層構造管)技術資料(日本下水道新技術機構)
- (43)下水道用マンホールふたの計画的な維持管理と改築に関する技術マニュアル(日本下水道新技術機構)
- (44)下水道管路施設維持管理マニュアル(日本下水道管路管理業協会)
- (45)下水道管路施設維持管理積算資料(日本下水道管路管理業協会)
- (46)マンホールの改築及び修繕に関する設計の手引き(案)(日本下水道管路管理業協会)
- (47)管きょの修繕に関する手引き(案)(日本下水道管路管理業協会)

- (48)取付け管の更生工法による設計の手引き(案)(日本下水道管路管理業協会)
- (49)下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術指針・同マニュアル(下水道事業支援センター)
- (50)下水道管路施設改築・修繕に関するコンサルティング・マニュアル(案)(管路診断コンサルタント協会)
- (51)下水道管きよ改築・修繕に係る調査・診断・設計実務必携(管路診断コンサルタント協会編集)(経済調査会)
- (52)日野市「受注者等の作成する書類」
- (53)日野市「日野市標準構造図集」
- (54)日野市「しゅん功図書電子データ化作成要領」

なお、日野市「受注者等の作成する書類」、「日野市標準構造図集」(「日野市独自標準構造図」のみ)及び「しゅん功図書電子データ化作成要領」は日野市のホームページから入手できる。

浅川左岸第一処理分区ほか(R8-1)管渠更生実施設計業務委託 特記仕様書

1. 適用範囲

本仕様書は、「浅川左岸第一処理分区ほか(R8-1)管渠更生実施設計業務委託 一般仕様書」に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は、一般仕様書によるものとする。

2. 情報セキュリティポリシーの遵守

- (1)本業務を履行するにあたって、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」を厳正に遵守すること。
- (2)日野市の情報資産の保護が適正に行われていることを確認するため、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」に述べる書類(様式1～様式6)を業務内容に応じて提出すること。なお、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」については市ホームページの入札情報から入手できる。
- (3)本業務を履行するにあたって、重要情報(機密性2以上の情報)を取り扱う場合には、盗難・改ざん・紛失・破損等を防止するための適切な処置を講じること。また、情報漏えい等が発生した場合の報告体制も整備すること。
- (4)本業務を履行するにあたって、秘密保持に関する条項を遵守すること。なお、当該条項については、日野市ホームページで確認すること。

3. 環境負荷低減の取組みについて

- (1)日野市では、「SDGs未来都市」として、資源の有効活用と廃棄物の削減による循環型社会の実現を目指し、環境マネジメントシステム「ひのエコ(事務事業のあらゆる領域における環境負荷の低減)」を推進している。

一方で、持続可能なまちを実現するためには、行政だけでなく、事業者や地域とのパートナーシップによる目標と価値観の共有が不可欠である。

このことを踏まえ、本業務の実施に当たっては、次に掲げる市の方針等(市ホームページにて閲覧可能)に記載している内容を遵守すること。

- ①環境基本計画 ②環境配慮指針 ③環境方針 ④環境管理上の要望について
- ⑤地球温暖化対策実行計画 ⑥気候非常事態宣言 ⑦日野市プラスチック・スマート宣言

- (2)洗剤の使用については、天然素材を利用した洗剤など、環境にやさしいものを使用すること。

ただし、業務履行上その目的を達成することが困難な場合に限り、必要最小限での合成洗剤使用を可能とする。

4. 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供の義務

本業務の履行にあたって、「日野市障害者差別解消推進条例(令和元年条例第42号)」に基づき、次の事項に留意すること。

- (1)障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、事業者は合理的配慮の提供をすること。また、従業員に対し、障害及び障害者に対する理解を深める取組を行うよう努めること。このほか、障害者に対してはその障害種別に応じて、適切な対応を行うこと。

(2)差別等事案を解決するための手続きの過程で、同条例第13条の規定に基づき、当該事業者が正当な理由なく同条例第12条の規定による「勧告」に従わないときは、市はその勧告の内容を公表することができる。

なお、「日野市障害者差別解消推進条例」は日野市ホームページにて確認することができる。

5. 内部通報制度

(1)日野市では、組織全体のコンプライアンスを推進するため、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例(令和3年6月1日施行)」を制定し、内部通報制度を導入している。

本業務の履行に当たり、日野市の事務事業に係る法令違反、不当な行為等を発見したときは、日野市が設置する行政監察員に対し、その旨を相談又は通報するよう努めるとともに、通報対象となる事実について、行政監察員が調査を行う際は、当該調査に協力しなければならない。

(2)内部通報をしたこと、又は行政監察員が行う調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを受けたと思われるときは、行政監察員に対し、その旨を相談又は申し出ることができる。

なお、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例」その他内部通報に関する通報先、通報方法等の詳細は、日野市ホームページにて確認することができる。

6. 環境により負荷の小さい自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)他、各県条例の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- ・ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- ・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

7. CALS/EC

2001年より国土交通省はCALS/EC(公共事業支援総合情報システム)を推進している。

その中で日野市では、CADによる設計図面、しゅん功図面の電子化、記録写真の電子化、及び軽微な事務連絡の電子メールの利用を推進する。

8. 設計図書電子データ化作成要領

本委託は「設計図書電子データ化作成要領」に基づき、設計図書を提出すること。

※「しゅん功」を「設計」に、「工事」を「委託」と読み替える。

「しゅん功図書電子データ化作成要領」は日野市のホームページから入手できる。

9. 個人情報の取り扱い

(1)日野市が貸与する資料に記載された個人情報及び業務に関して知り得た個人情報は全て日野市の個人情報であり、日野市の許可なく複写、複製又は第三者へ提供してはならない。

(2)委託期間の満了後は、日野市より貸与された資料を返還するものとし、また、その他日野市固有

個人情報記載された資料(電子媒体に記録されたものを含む)を日野市に提出するものとする。

10. 関係資料

本委託作業に必要な関係資料は、日野市が貸与するが、不足な情報等の収集にあたっては、受託者が調査収集し、調査職員に報告すること。

日野市が貸与する資料に記載された個人情報及び業務に関して知り得た個人情報は全て日野市の保有個人情報であり、日野市の許可なく複写、複製又は第三者へ提供してはならない。

委託期間の満了後は日野市より貸与された資料を返還するものとし、また、その他日野市保有個人情報が記載された資料(電子媒体に記録されたものを含む。)を日野市に提出するものとする。

11. 測量調査設計業務実績情報システム(TECRIS)登録

受託者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務については、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)に基づき、受託・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、調査職員の確認を受けたうえ、受託時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、調査職員の確認を受けたうえ、登録申請しなければならない。なお、登録内容に訂正が必要な場合、TECRISに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から10日以内に調査職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録しなければならない。また、登録機関に登録後、TECRISより「登録内容確認書」をダウンロードし、速やかに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

13. 契約変更等が必要な場合の対応について

諸般の事情(新型コロナウイルス感染症含む)により必要があるときは、委託者・受託者協議の上業務内容を変更し、または履行を一時中止することができるものとする。この場合において、契約金額又は履行期限を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。

14. 業務の対象

(1) 名称 浅川左岸第一処理分区ほか(R8-1)管渠更生実施設計業務委託

(2) 位置 (別紙図面のとおり)

(3) 設計条件項目

設計条件項目表による。

設計条件項目表

項目	設計条件	
委託期間	契約日の翌日から令和8年11月30日	
場所	日野市万願寺ほか (浅川左岸第一処理分区、浅川右岸第五処理分区、 浅川右岸第六処理分区、日野旭が丘第一処理分区)	
報告書作成	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
設計協議	中間打合せ 3回	
改築 詳細 設計	管径・工法及び延長 改築工法 汚水管φ800未満 L=1,452.5m (重要な幹線等 L= 127.0m) (その他の管路 L=1,325.5m) 改築工法 汚水管φ800以上 L= 25.6m (その他の管路 L= 25.6m) 修繕工法 汚水管φ1,200未満 L=198.0m	
	特殊構造物	有(), <input type="checkbox"/> 無
	マンホール	- 箇所 (内 特殊マンホール - 箇所)
	耐震計算	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> レベル1地震動 (その他の管路) <input checked="" type="checkbox"/> レベル1及び2地震動 (重要な幹線等)
	施工法等の概略検討	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (改築工法・修繕工法), <input type="checkbox"/> 無
	設計条件補正	有(), <input type="checkbox"/> 無
	地盤条件補正	有(), <input type="checkbox"/> 無
	工区補正数	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (2工区), <input type="checkbox"/> 無 (R5点検結果+腐食環境下、R6点検結果)
	その他補正	有(), <input type="checkbox"/> 無

※設計協議は「設計計画」、「各種計算」、「図面作成」の3回を想定している。

(4)作業項目

設計条件項目表、作業項目表による。

設計条件項目表

作業項目	管渠改築	管渠修繕
調査	○	○
設計計画	○	○
各種計算	○	○
耐震設計	○	—
設計図作成	○	○
数量計算	○	○
工事設計書作成	○	○
照査	○	○

作業項目表

(改築(詳細)設計の業務内容)

作業項目	作業内容	
	区分	作業の範囲
1. 調査		
1-1 資料収集		上位計画図書、下水道台帳、既設管の竣工図書、土質調査、構造計算書、その他必要な資料の収集及び確認
1-2 既設管調査		TV カメラ調査図書等に基づき管渠の劣化状況や堆積物の有無等を把握
1-3 現場環境調査		道路状況、周辺状況の把握
2. 設計計画		既設管の健全度評価、流下能力の評価、構造性能の評価、設計方針、更生工法の選定等
3. 各種計算		更生管等の計算
4. 耐震設計		
4-1 調査		耐震設計に必要な資料の収集、特性把握
4-2 条件設定		地盤条件(基盤面、地振動レベル)、管渠条件
4-3 耐震計算	(レベル1の場合)	液状化の判定(対応策検討は別途)、マンホールと管渠の接合部の計算(地震動による屈曲角、拔出し量)
	(レベル1及びレベル2の場合)	液状化の判定(対応策検討は別途)、マンホールと管渠の接合部及び管渠と管渠の継手部の計算(地震動による屈曲角、拔出し量)、管渠本体の計算
4-4 照査		耐震設計に対する照査

5. 設計図作成		<p>系統図、平面図、縦断面図、構造図、舗装復旧図、仮設図等の作成</p> <p>※補助対象事業(国費、都費)と市単独事業が分かるように色分けをする 調査年度と調査判定(Ⅰ判定、Ⅱ判定)別に分ける</p>
6. 数量計算		<p>管更生、事前事後処理等の数量計算 工期算定計算書の作成 誘導員計算書の作成(国費、単費) 仮設賃料表の作成 土工は土量変化率を考慮すること</p> <p>※補助対象事業(国費、都費)と市単独事業を分ける 調査年度と調査判定(Ⅰ判定、Ⅱ判定)別に分ける</p>
7. 工事設計書作成		<p>工事設計書(金抜設計書)及び概算工事費内訳書の作成</p> <p>※補助対象事業(国費、都費)と市単独事業を分ける 調査年度と調査判定(Ⅰ判定、Ⅱ判定)別に分ける</p>
8. 照査		<p>設計計画の妥当性、各種計算書の適切性、各種設計図の適切性、各種計算書と設計図の整合性</p>
9. 報告書作成		<p>まとめ、概要書(設計の目的・概要・位置、設計項目、設計条件、土質条件、埋設物状況、施工方法、工程表等)作成</p>
10. 設計協議	日野市との設計協議	設計内容の協議